

(資料46) スペース課金制度の概要と実施状況

1. スペース課金制度の概要

(1) 趣旨・目的

所内のスペース利用に対する課金の実施、空きスペースの再配分を行い、研究所のスペースの合理的な利用を図る。

(2) スペース課金

①対象スペースは、本構内における調査研究業務及び環境情報業務に係る利用スペースとする(管理スペース、共通インフラは対象外)。

②スペース課金の額は、次により決定される。

i) 対象スペースの面積に、スペース特性ごとの調整係数を乗じて補正(居室1.0、実験室0.5、特殊実験室0.3)

ii) 補正後面積から、研究系職員1人当たり18㎡、行政系職員1人当たり9㎡を控除して、課金対象面積を算出

iii) 課金対象面積に、1㎡当たり年間1万円の料率を乗じて、課金額を算定

③スペース課金は、ユニットを単位として徴収する。

スペース整備に関する経費のほか研究基盤整備費等の財源に充てる。

(3) 空きスペースの再配分

①各ユニットは、年度当初の課金額決定に際し、使用をやめるスペースを決め、管理部門に返還する。

②返還された空きスペースは、所内に公開し、利用希望ユニットの申請を受け、スペース検討委員会の審議を経て、再配分する。

2. スペース課金制度の実施状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象スペース面積	27,887㎡	28,923㎡	29,155㎡	29,132㎡	28,936㎡
補正・控除後面積	9,605㎡	9,660㎡	9,902㎡	9,655㎡	9,729㎡
課金徴収額	96,052千円	96,593千円	99,018千円	96,546千円	97,293千円
空きスペース再配分	359㎡	174㎡	825㎡	802㎡	914㎡